

別添

規則等の名称	徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則(昭和48年徳島県規則第103号)
根拠法令	—
趣旨	①令和6年度より、建設業が労働基準法における時間外労働規制の適用を受けるため、工事提出書類の提出期間を伸ばす必要がある。 ②国の公共工事標準請負契約約款が改正されたことを鑑み、徳島県公共工事標準請負契約約款も同様の改正を行う必要がある。
概要	①請負代金法定福利費内訳書の提出期限を伸ばすもの。 ②国において、契約手続の電子化への対応のため、契約の保証及び前払金の保証に係る保証証書等の電磁的方法による取扱いを可能とするように公共工事標準請負契約約款を改正し、公共工事の発注者に対してその実施を勧告されているため、同様の対応を行うもの。
施行日	令和6年4月1日
県民意見等を募集しなかった理由	①建設業が時間外労働規制の適用を受けることに伴い、必要とされる規定の整理であるため。 ②国の約款の改正に伴い、必要とされる規定の整理であるため。
その他参考事項	